

議案第一六号

三朝町役場の出張所設置條例を次のように定める
昭和三十一年三月九日提出

三朝町長 坂本 雅

原案可決

昭和三十一年三月九日

議決

三朝町議会議長 天野 康

昭和三十一年三朝町條例第一号

三朝町役場の出張所設置條例

第一條 町長の権限に属する事務を分掌させるため出張所を設ける

第二條 出張所の名称位置及その管区域を次の通り定める

名	称	位	置	所	管	区	域
---	---	---	---	---	---	---	---



徳出張所	三朝町大字片柴 三三九番地	三朝町大字片柴、片柴、坂本 三徳、俵原
小鹿出張所	三朝町大字高橋 百七十四番地	三朝町大字吉田、西尾、高橋 西小、鹿、東小、鹿、神、第、中、津
旭出張所	三朝町大字本泉 百八十一番地	三朝町大字新橋、福吉、福賀、小宮 福田、下谷、吉尾、鎌田、本村、本泉、今泉 豊牧、赤松、大柳、更地、則石、今原、西島、等
竹田出張所	三朝町大字六鴨 百六十八番地	三朝町大字六鴨、加谷、木地、山下、西谷 上、西谷、福本、福山、田代、大谷、下、畑

第三條 出張所の分掌事務等必要なる事項は規則で定める

附則

一 この條例は昭和三十一年四月一日より施行する
 二 三朝町役場の支所設置條例(昭和三十一年三朝町條例第十四号)はこの條例施行の日より廢止する